

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価
by Japan Credit Rating Agency, Ltd.

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価の結果を公表します。

埼玉県の サステナビリティファイナンス・フレームワークに SU 1(F)を付与

発行体：埼玉県

評価対象：埼玉県 サステナビリティファイナンス・フレームワーク

<サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価結果>

総合評価	SU 1 (F)
グリーン性・ソーシャル性評価 (資金使途)	gs1 (F)
管理・運営・透明性評価	m1 (F)

第1章: 評価の概要

埼玉県は、40市22町1村からなる関東の中西部に位置する内陸県で、東京都をはじめとする1都6県に隣接し、全域が都心から約100kmの圏域に含まれる。また、県土の面積は約3,798k㎡で国土の約1%に当たり、全国で39番目の広さである。

都心近くに位置しながらも、原生林を残す奥秩父の山々、見沼田圃や武蔵野の雑木林など、変化に富んだ地形と大変豊かな自然環境に恵まれ、多様な野生動植物が生息・生育している。

埼玉県は、県政運営の基本となる総合計画を「埼玉県5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～」(計画対象期間：2022年度～2026年度)で定めている。基本姿勢の1つとして「埼玉版SDGsの推進」を掲げており、埼玉県が環境面・社会面で解決していきたい問題を含むすべての施策をSDGsと関連付けている。また、計画の副題である「日本一暮らしやすい埼玉」とは、「あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる社会」であり、「誰一人取り残さない」というSDGsの基本理念に通じるものとなっている。

今般の評価対象は、埼玉県が債券により調達する資金を、環境改善効果および/または社会的便益を有する資金使途に限定するために定めたサステナビリティファイナンス・フレームワーク（本フレームワー

ク)である。本フレームワークが「グリーンボンド原則(2021年版)」、「ソーシャルボンド原則(2021年版)」、「サステナビリティボンド・ガイドライン(2021年版)」、「グリーンボンドガイドライン(2022年版)」および「ソーシャルボンドガイドライン」に適合しているか否かの評価を行う。これらの原則等は、それぞれ国際資本市場協会(ICMA)、環境省および金融庁が自主的に公表している原則またはガイドラインであって規制ではないため、いかなる拘束力を持つものでもないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則およびガイドラインを参照してJCRでは評価を行う。

埼玉県では、サステナビリティファイナンスによって調達した資金を、あらかじめ定めた適格クライテリアを満たすグリーンプロジェクトおよび/またはソーシャルプロジェクトに対するファイナンスに充当する予定である。JCRは、資金使途の対象はいずれも環境改善効果および/または社会的便益があると評価している。また、プロジェクトの選定プロセス、資金管理体制およびレポーティングについても適切に構築され、透明性が高いと評価している。

以上より、本フレームワークについて、JCRサステナビリティファイナンス評価手法に基づき「グリーン性・ソーシャル性評価(資金使途)」を“gs1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCRサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」を“SU1(F)”とした。

本フレームワークは、「グリーンボンド原則¹」、「ソーシャルボンド原則²」、「サステナビリティボンド・ガイドライン³」、「グリーンボンドガイドライン⁴」、および「ソーシャルボンドガイドライン⁵」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

1 グリーンボンド原則 2021年版

<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/>

2 ソーシャルボンド原則 2021年版 <https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/social-bond-principles-sbp/>

3 サステナビリティボンド・ガイドライン 2021年版

<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/sustainability-bond-guidelines-sbg/>

4 環境省 グリーンボンドガイドライン 2022年版

<https://www.env.go.jp/content/000047699.pdf>

5 金融庁 ソーシャルボンドガイドライン

<https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2/01.pdf>

第2章:各評価項目における対象事業の現状とJCRの評価

評価フェーズ1:グリーン性・ソーシャル性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本フレームワークの資金使途の100%がグリーンプロジェクトまたはソーシャルプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性・ソーシャル性評価は、最上位である『gs1(F)』とした。

(1) 評価の視点

本項では最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすプロジェクト、もしくは社会的便益をもたらすプロジェクトに充当されていることを確認する。次に、資金使途において環境および社会へのネガティブな影響が想定される場合に、その影響について庁内の専門部署または外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られていることについて確認する。最後に、持続可能な開発目標(SDGs)との整合性を確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

<資金使途にかかる本フレームワーク(抜粋)>

埼玉県は本フレームワークにより、サステナビリティボンドのみならず、グリーンプロジェクトのみを資金使途としてグリーンボンド、ソーシャルプロジェクトのみを資金使途としてソーシャルボンドの調達も行うことのできる仕組みを採用している。

(1) 調達資金の使途

埼玉県 ESG 債より調達した資金の使途は、埼玉県5か年計画で目標とする将来像の達成に向けて位置付けられる事業「治水・治山対策の推進」、「みどりの保全と創出」、「地球環境に優しい社会づくり」、「林業の生産性向上と県産木材の利用拡大」、「危機管理・防災体制の再構築」、「大地震に備えたまちづくり」、「交通安全対策の推進」、「地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり」、「子育て支援の充実」、「児童虐待防止・社会的養育の充実」、「多様なニーズに対応した教育の推進」、「質の高い学校教育の推進」、「障害者の自立・生活支援」、「住み続けられるまちづくり」に資する事業に充当することとし、表1に記載する想定される便益が見込まれる事業とします。

表1 対象プロジェクトの想定される便益一覧

【グリーンプロジェクト】

5か年計画における施策	主な取組（事業内容）	ICMAによるプロジェクト分類	想定される便益
治山・治水対策の推進	河川改修や調節池の整備・質的改良（河川掘削・築堤、護岸工事等）	気候変動への適応	自然災害リスクに対する防災機能の強化
	砂防関係施設の整備（急傾斜地崩壊対策等）		
	治山施設・保安林の整備（山腹崩壊地や荒廃溪流の復旧整備等）		
	土砂撤去や樹木伐採の推進（砂防堰堤背面の堆積土砂の撤去等）		
	河川の水位や降雨量などの防災情報を収集して県民に提供する体制の強化（水防情報システムの整備）		
	ダム・排水機場、護岸、砂防施設などの計画的な補修や更新（排水機場の維持修繕等）		
みどりの保全と創出	市町村や関係団体などと連携した身近な緑地の整備・保全・活用（緑地の公有地化）	生物自然資源および土地利用に係る環境維持型管理	自然資源の持続可能な管理 気候変動適応
	皆伐や枝打ちなどの適正な森林整備（皆伐・再造林、保育に対する補助）		
林業の生産性向上と県産木材の利用拡大	皆伐や枝打ちなどの適正な森林整備（森林管理道の整備）		自然資源の持続可能な管理
地球環境に優しい社会づくり	県有施設の省エネルギー化など温室効果ガス排出削減対策の率先的な実施（県有施設の照明のLED化等）	省エネルギー	エネルギー効率の改善

【ソーシャルプロジェクト】

5か年計画における施策	主な取組（事業内容）	ICMAによるプロジェクト分類	想定される便益	対象となる人々
危機管理・防災体制の再構築	大規模災害やテロなどの危機に備えた各種訓練の実施と基盤の再構築（防災ヘリコプターの整備等）	手ごろな価格の基本的インフラ設備	防災機能の強化	自然災害の罹災者 埼玉県民
	災害関連情報の可視化・共有化と迅速な発信・提供（防災行政無線の再整備等）			
	災害時の拠点となる病院の整備など災害医療体制の強化（災害拠点精神科病院の整備に対する補助）			

5か年計画における施策	主な取組（事業内容）	ICMAによるプロジェクト分類	想定される便益	対象となる人々
大地震に備えたまちづくり	防災拠点となる公共施設の耐震化の促進 （県立学校の耐震化）	手ごろな価格の基本的インフラ設備	防災機能の強化 老朽化対策	自然災害の罹災者 埼玉県民
	橋りょうや排水機場の耐震化の実施			
	安全な市街地を形成する土地区画整理事業や市街地再開発事業の実施と促進			
	無電柱化の推進 （電線類の地中化等）			
治水・治山対策の推進	ダム・排水機場、護岸、砂防施設などの計画的な補修や更新 （農業用排水施設の老朽化対策）	手ごろな価格の基本的インフラ設備	防災機能の強化 老朽化対策	自然災害の罹災者 埼玉県民
交通安全対策の推進	交差点改良の推進	手ごろな価格の基本的インフラ設備	道路利用者の安全確保 老朽化対策	障害者 高齢者 埼玉県民
	信号機や道路標識・道路標示など交通安全施設の整備			
	高齢者や障害者などが利用しやすい交通安全施設の整備 （歩道の拡幅、段差解消等）			
	自転車通行空間の整備			
	幅の広い歩道の整備			
地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり	地域の実情を踏まえた特別養護老人ホームなどの整備 （特別養護老人ホーム等の整備に対する補助）	必要不可欠なサービスへのアクセス	高齢者が安心して暮らせる社会の実現	高齢者 仕事と子育て 介護等を両立する人々
子育て支援の充実	延長保育や一時預かり、病児保育、送迎保育などの多様な保育サービスの提供支援 （病児保育施設の整備に対する補助等）	必要不可欠なサービスへのアクセス	子育て家庭が安心して子供を育てることができる社会の実現	子ども 仕事と子育て 介護等を両立する人々
	放課後児童クラブ及び放課後子供教室の充実			
児童虐待防止・社会的養育の充実	児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応の促進 （児童養護施設の整備に対する補助等）	必要不可欠なサービスへのアクセス	児童を虐待から守る環境の整備	子ども
	児童相談所の整備・機能強化と児童相談所や市町村などの相談体制の充実 （児童相談所の整備等）			
多様なニーズに対応した教育の推進	共生社会を目指した「多様な学びの場」の充実 （特別支援学校の整備等）	必要不可欠なサービスへのアクセス	障害のある児童・生徒の教育環境の整備	障害のある児童、生徒

5か年計画における施策	主な取組（事業内容）	ICMAによるプロジェクト分類	想定される便益	対象となる人々
質の高い学校教育の推進	安全で快適な学習環境の整備・充実（県立学校へのエレベーター設置等）	必要不可欠なサービスへのアクセス	安全で快適な学校環境の整備	生徒
	魅力ある県立高校づくりの推進（県立学校新校の施設整備等）			
障害者の自立・生活支援	障害者の住まいの場と日中活動の場の確保・充実、在宅生活への支援（民間障害者福祉施設の整備に対する補助等）	必要不可欠なサービスへのアクセス	障害者が安心して暮らせる社会の実現	障害者
住み続けられるまちづくり	幅の広い歩道の整備や歩行空間のバリアフリー化	手ごろな価格の基本的インフラ設備	都市空間環境の改善	障害者 高齢者 埼玉県民
	安全な市街地を形成する土地区画整理事業や市街地再開発事業の実施と促進			

＜本フレームワークに対する JCR の評価＞

埼玉県は、自身の環境問題・社会問題を含めた SDGs に対する取り組みの方針および具体的な取り組み内容を「埼玉県5か年計画」で定めている。

具体的な取り組み内容は、埼玉県の目指す将来像である「安心・安全の追究～Resilience～」 「誰もが輝く社会～Empowerment～」 「持続可能な成長～Sustainability～」 それぞれに対応する12の針路に紐づく形で、54の分野別施策として開示されている。

本フレームワークの適格クライテリアおよび対象となりうるプロジェクトは、12の針路および54の分野別施策を参照し、埼玉県が選出したものとなっている。

【12の針路・54の施策】

将来像・12の針路		分野別施策
安心・安全の追究 ～Resilience～	1 災害・危機に強い埼玉の構築	01危機管理・防災体制の再構築、02大地震に備えたまちづくり、03治水・治山対策の推進、04感染症対策の強化
	2 県民の暮らしの安心確保	05防犯対策の推進と捜査活動の強化、06交通安全対策の推進、07消費者被害の防止、08食の安全・安心の確保、09安全な水の安定供給と健全な水循環の推進、10生活の安心支援
	3 介護・医療体制の充実	11地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり、12介護人材の確保・定着対策の推進、13地域医療体制の充実、14医師・看護師確保対策の推進、15医薬品などの適正使用の推進
誰もが輝く社会 ～Empowerment～	4 子育てに希望が持てる社会の実現	16きめ細かな少子化対策の推進、17子育て支援の充実、18児童虐待防止・社会的養育の充実
	5 未来を創る子供たちの育成	19確かな学力と自立する力の育成、20豊かな心と健やかな体の育成、21多様なニーズに対応した教育の推進、22質の高い学校教育の推進、23私学教育の振興、24家庭・地域の教育力の向上
	6 人生100年を見据えたシニア活躍の推進	25生涯を通じた健康の確保、26生涯にわたる学びの推進、27高齢者の活躍支援
	7 誰もが活躍し共に生きる社会の実現	28就業支援と雇用環境の改善、29女性の活躍推進と男女共同参画の推進、30障害者の自立・生活支援、31人権の尊重
持続可能な成長 ～Sustainability～	8 支え合い魅力あふれる地域社会の構築	32多文化共生と国際交流のS A I T A M Aづくり、33地域の魅力創造発信と観光振興、34文化芸術の振興、35スポーツの振興、36デジタル技術を活用した県民の利便性の向上、37多様な主体による地域社会づくり
	9 未来を見据えた社会基盤の創造	38住み続けられるまちづくり、39埼玉の価値を高める公共交通網の充実、40埼玉の活力を高める道路ネットワークの構築
	10 豊かな自然と共生する社会の実現	41みどりの保全と創出、42恵み豊かな川との共生、43生物多様性の保全、44活力ある農山村の創造、45資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進、46地球環境に優しい社会づくり、47公害のない安全な地域環境の確保
	11 稼げる力の向上	48新たな産業の育成と企業誘致の推進、49変化に向き合う中小企業・小規模事業者の支援、50商業・サービス産業の育成、51産業人材の確保・育成
	12 儲かる農業の推進	52農業の担い手育成と生産基盤の強化、53強みを生かした収益力ある農業の確立、54林業の生産性向上と県産木材の利用拡大

(出典：埼玉県ウェブサイト)

a. プロジェクトの環境改善効果および社会的便益について

i. 資金使途の 100%が高い環境改善効果、もしくは社会的便益が期待されるものである。

グリーンプロジェクトの環境改善効果について

1. 気候変動への適応：治水・治山対策の推進

埼玉県は、本フレームワークにおいて

- ・河川改修（河川掘削や築堤、護岸工事、調節池整備等）
- ・砂防関連施設の整備（急傾斜地崩壊対策、地すべり対策、土石流対策等）
- ・治山施設の整備等（山腹崩壊地や荒廃溪流の復旧整備等）

を資金使途の対象としている。

<気候変動適応計画>

2020 年度から 2030 年度を対象とした埼玉県地球温暖化対策実行計画（第 2 期）⁶（本実行計画）では、地球温暖化影響の深刻化を踏まえ、気候変動への適応の面から国土強靱化を推進するための取組等を掲げている。本実行計画では、自然災害に関連する地球温暖化対策（適応策）として、集中化、激甚化する降雨に対応するための計画的な河川整備や流域対策、山地に起因する災害の発生するおそれが高い箇所を中心とした治山施設の整備、土砂災害防止施設の整備等に取り組むことが明示されている。埼玉県は国際的なイニシアティブである Climate Bonds Initiative が定めている Climate Resilience Principles で求められる 6 ステップと同等の手続きを経て、適応事業に取り組んでいることを、JCR は開示資料および埼玉県へのヒアリングによって確認している。



<河川改修>

埼玉県では、一級河川のうち県が管理している河川について、利根川水系、荒川水系をそれぞれ数ブロックずつに分けた上で河川整備計画を定めており、時間雨量 50mm 程度の降雨により発生する洪水を安全に流下させるのに必要な区間を計画に位置付け、整備を進めている。また、河川整備計画は、激甚な豪雨災害の発生、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるように適宜見直し、「埼玉県河川整備計画策定専門会議」等により学識経験者の意見を聴いた上で変更している。

埼玉県では、1947 年以降土砂災害による死者は発生していないものの、2006 年から 2019 年までの 14 年間に於いて 127 件の土砂災害が発生していること、そのうち 28 件が令和元年東日本台風により引き起こされていることに鑑み、激甚化する災害に対して、ハード面（砂防関係施設の整備）のみならずソフト面（警戒避難体制の整備、関係機関との連携による防災・減災のまちづくり）での取り組みを強化することとしている。具体的には、埼玉県は土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域の指定をした上で、埼玉県砂防関係施設整備計画（2021 年 3 月制定）において、土砂災害基本方針、今後 5 年間（短期）および 30 年間（中長期）を計画期間とした整備計画、主な整備内容等を開示している。

⁶ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/ontaikeikaku.html>

< 治山施設の整備 >

治山関連について、埼玉県は、山地災害が発生するおそれがある地区を調査し、山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区）を判定している。整備計画は、自然的状況（山腹崩壊、荒廃溪流、荒廃森林等）、社会的状況（緊急性、公益性）、事業実施条件（保安林、保安施設地区への指定、地すべり防止区域への指定の有無等）を考慮した上で策定している。

本項で対象とするプロジェクトは、埼玉県 5 か年計画における「1 災害・危機に強い埼玉の構築」の中の「3：治水・治山対策の推進」に対応している。

また、当該施策で定められる以下の施策指標への貢献が期待される。

- ・治水対策によって床上浸水被害の解消が想定される家屋数（400 棟（2022 年度～2026 年度の累計））
- ・河川整備が完了した河川の延長（627km（2020 年度末）→ 640km（2026 年度末））
- ・砂防関係施設整備により保全される避難所等の数（10 か所（2020 年度末）→ 34 か所（2026 年度末））

本資金使途の対象は、「グリーンボンド原則」における「気候変動への適応」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「気候変動に対する適応に関する事業」に該当する。

2. 生物自然資源および土地利用に係る環境維持型管理：みどりの保全と創出・林業の生産性向上と県産木材の利用拡大

埼玉県は、本フレームワークにおいて緑地の公有地化、皆伐・再造林、保育に対する補助を資金使途の対象としている。

埼玉県では埼玉県環境基本計画と合わせ、緑の施策の方針を示す埼玉県広域緑地計画を策定している。埼玉県広域緑地計画では、埼玉県の緑の方向性を県内市町村と共有することで、互いにより一層緊密に連携しながら、より効果的な緑化施策を展開していくことを目的としており、市町村が策定する緑の基本計画と連携することを想定している。埼玉県広域緑地計画では、基本方針の一つとして「緑を保全する」を掲げ、2026 年度に目指す緑の保全面積（特別緑地保全地区の指定、緑のトラスト保全地、公有地化、ふるさとの緑の景観地指定等の合計面積）を 569ha としている。埼玉県は今後、地域制緑地⁷の指定・拡大、本適格クライテリアである公有地化により目標の達成に向け取り組んでいくこととしている。

森林整備について、木材価格の下落や造林木のシカ等の獣害により森林所有者の意欲は低下し、森林を適切に維持・管理することが困難な状況となっており、森林に対する県民要請の多様化にも関わらず、森林の多面的な機能の発揮に支障をきたすおそれがある。埼玉県は、森林法の規定に基づき地域森林計画を策定し、森林整備に係る取り組みを推進するため、森林の整備および保全に関し必要な事項を定め、目標数値を埼玉県 5 か年計画及び埼玉県農林水産業振興基本計画に定めている。適格クライテリアに挙げられている整備事業は、快適環境形成機能、木材等生産機能に寄与する取り組みに含まれるものとなっている。

⁷ 法令により土地利用の規制・誘導等を通じて緑地の保全が図られている地区。都市緑地法で規定する「特別緑地保全地区」や、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」で規定する「ふるさとの緑の景観地」などがある。

本項で対象とするプロジェクトは、埼玉県 5 か年計画における「10 豊かな自然と共生する社会の実現」の中の「41：みどりの保全と創出」、「12 儲かる農林業の推進」の中の「54：林業の生産性向上と県産木材の利用拡大」に対応している。

また、当該施策で定められる以下の施策指標への貢献が期待される。

- ・身近な緑の創出面積（250ha（2022年度～2026年度の累計））
- ・森林の整備面積（12,500ha（2022年度～2026年度の累計））
- ・県産木材の供給量（96,000 m³（2020年度）→ 120,000 m³（2026年度））

本資金使途の対象は、「グリーンボンド原則」における「生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業」に該当する。

3. 省エネルギー：地球環境に優しい社会づくり

埼玉県は、本フレームワークにおいて県有施設の省エネルギー化など温室効果ガス排出削減対策に資する取り組みを資金使途の対象としている。

具体的には、県立学校や警察署等の県有施設の空調設備の改修、照明のLED化など、30%以上を目途とする省エネルギー性が期待できる整備事業に充当することが想定される。

本項で対象とするプロジェクトは、埼玉県 5 か年計画における「10 豊かな自然と共生する社会の実現」の中の「46：地球環境に優しい社会づくり」に対応している。

また、当該施策で定められる以下の施策指標への貢献が期待される。

- ・温室効果ガスの排出量削減率（12%（2018年度）→ 24%以上（2026年度））

本資金使途の対象は、「グリーンボンド原則」における「省エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち「省エネルギーに関する事業」に該当する。

ソーシャルプロジェクトの社会的便益について

1. 危機管理・防災体制の再構築・大地震に備えたまちづくり・治水・治山対策の推進

埼玉県は、本フレームワークにおいて災害時の拠点となりうる病院等の災害医療体制の整備、公共施設や橋梁、排水機場の耐震化の実施等、防災機能の強化を資金使途の対象としている。

近年の激甚化する災害に備え、災害時の避難場所となる拠点の整備、災害が発生した場合でも平時に近い機能を維持できるよう医療体制を中心とした体制整備を整えておくことは、災害による二次被害を増やさないために重要な取り組みであると考えられる。地震に対しても同様で、防災拠点および避難場所となりうる公共施設を整備すること、ダムや橋梁等の施設を強化・補修することは埼玉県および埼玉県民の災害への耐性強化に資するものである。また、適格クライテリアに含まれている災害関連情報の可視化・共有化と迅速な発信・提供によって、災害による被害を一定程度食い止めることに寄与するものと考えられる。

本項で対象とするプロジェクトは、埼玉県 5 か年計画における「1 災害・危機に強い埼玉の構築」の中の「1：危機管理・防災体制の再構築」、「2：大地震に備えたまちづくり」および「3：治水・治山対策の推進」に対応している。

また、当該施策で定められる以下の施策指標への貢献が期待される。

- ・1996年より古い基準で建設された橋りょうの耐震補強率（69.8%（2020年度末）→85.8%（2026年度末））

本資金使途の対象は、「ソーシャルボンド原則」に定義されているプロジェクトのうち、自然災害の罹災者を対象とする「手ごろな価格の基本的インフラ設備」として社会的便益があると評価している。

2. 交通安全対策の推進・住み続けられるまちづくり

埼玉県は、本フレームワークにおいて交差点の改良、交通安全設備の整備、高齢者や障害者等が利用しやすい交通安全施設の整備等を資金使途の対象としている。

埼玉県の2020年の交通事故死者数は121名と全国ワースト7位で高い水準にあり、発生する事故の約半数が交差点付近で発生している。埼玉県では特に高齢者、歩行者の死者数が多く、全国と比べると自転車乗用中の死者の割合が高い状況にあることを踏まえると、特にこれら被害者になりうる層に対しての交通安全対策の推進が必要だと考えている。現在までに実施してきた交差点整備による効果は大きいと、今後も引き続き交差点整備を推進する必要があると考えている。

交通事故および交通事故による被害は防がれるべき社会的課題であり、交差点の改良、道路標示や自転車レーンなどの整備により事故の発生を抑制するための整備は、課題解決のために重要な取り組みであると考えられる。

本項で対象とするプロジェクトは、埼玉県5か年計画における「2 県民の暮らしの安心確保」の中の「6：交通安全対策の推進」に対応している。

また、当該施策で定められる以下の施策指標への貢献が期待される。

- ・交通事故死者数（121人（2020年）→96人（2026年））
- ・幅の広い歩道の整備延長（1,402km（2020年度末）→1,467km（2026年度末））

本資金使途の対象は、「ソーシャルボンド原則」に定義されているプロジェクトのうち、埼玉県民、高齢者および障害者を対象とする「手ごろな価格の基本的インフラ設備」として社会的便益があると評価している。

3. 地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり

埼玉県は、本フレームワークにおいて特別養護老人ホーム等の整備に対する補助を資金使途の対象としている。

埼玉県では、埼玉県5か年計画の対象期間中である2025年に団塊世代が75歳以上となり、後期高齢者の急増が見込まれている。医療・介護ニーズの増加に対応するため、地域包括ケアシステムの構築や医療、介護に係る人材確保・定着支援などに注力する一方で、在宅での生活が困難になった場合には介護サービスを受けられるよう、特別養護老人ホーム等の施設を引き続き整備している。

日本は、現在急速に進展する少子高齢化の問題に直面しており、65歳以上人口は、2025年時点推計では、総人口の約30%、全国で約3,677万人、埼玉県では約203万人に達すると予測されている。

埼玉県の要介護認定率は2022年3月現在、16.2%となっており、全国で5番目に低い水準であるが、要介護認定率は、高齢者の世代によって大きく異なっている。埼玉県の65歳～69歳の要介護認定率は2.7%であるのに対し、85歳～89歳の要介護認定率は46.1%となっている。

団塊世代が後期高齢者となる 2025 年、さらには団塊ジュニア世代が 65 歳以上の高齢者となる 2040 年を見据えると、埼玉県では特に介護ニーズの高い 85 歳以上の高齢者人口が全国一のスピードで増加することが見込まれている。

2021 年に策定された第 8 期埼玉県高齢者支援計画では、「在宅での困難になった方が安心して施設サービスを受けられるよう、特別養護老人ホームをはじめとする多様な介護保険施設を整備するとともに、施設が安定的に運営されるよう介護事業者等を支援していく必要がある。」としている。

本項で対象とするプロジェクトは、埼玉県 5 か年計画における「3 介護・医療体制の充実」の中の「11 地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり」に対応している。

本資金使途の対象は、「ソーシャルボンド原則」に定義されているプロジェクトのうち、高齢者を対象とする「必要不可欠なサービスへのアクセス」として社会的便益があると評価している。

4. 子育て支援の充実

埼玉県は、本フレームワークにおいて病児保育施設の整備に対する補助および放課後児童クラブの整備に対する補助を資金使途の対象としている。

政府は待機児童問題（保育所への入所申請がなされており入所条件を満たしているにもかかわらず、保育所に入所できない状態にある児童が存在する問題）について、2013 年 4 月に「待機児童解消加速化プラン」を策定し、2013 年から 2017 年度までの 5 年間に保育の受け皿を約 50 万人分増加させることを目標に、自治体が行う保育所の整備などの取り組みについて支援を行ってきた。2018 年度からは「ニッポン一億総活躍プラン」の施策として「子育て安心プラン」を公表している。これは、「待機児童解消加速化プラン」の取り組み結果を受けて 2022 年度末までの 5 年間で、約 32 万人分の保育の受け皿を準備するというプランである。

本項で対象とするプロジェクトは、埼玉県 5 か年計画における「4 子育て希望が持てる社会の実現」の中の「17：子育て支援の充実」に対応している。

本資金使途の対象は、「ソーシャルボンド原則」に定義されているプロジェクトのうち、子育て世代を対象とする「必要不可欠なサービスへのアクセス」として社会的便益があると評価している。

5. 児童虐待防止・社会的養育の充実

埼玉県は、本フレームワークにおいて新設児童相談所の整備等を資金使途の対象としている。

厚生労働省による「令和 2 年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数」によると、児童虐待の相談件数は、統計を取り始めた 1999 年から増加傾向で 2020 年は 205,044 件と過去最多を記録している。埼玉県においても全国的な傾向と同様に増加基調である上、2020 年度の相談件数が 13,661 件と全都道府県の中で高い水準にある。

同資料内の児童相談所での虐待相談の経路別件数の推移によると、児童相談所や福祉事務所等都道府県の設備を経由しているケースが一定程度あることから、資金使途の対象となる施設の整備は児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応のために重要な役割を果たすと考えられる。

本項で対象とするプロジェクトは、埼玉県 5 か年計画における「4 子育て希望が持てる社会の実現」の中の「18：児童虐待防止・社会的養育の充実」に対応している。

また、当該施策で定められる以下の施策指標への貢献が期待される。

- ・児童虐待死亡事例（4 件（2016 年度～2020 年度）→ 0 件（2022 年度～2026 年度の各年度））

本資金使途の対象は、「ソーシャルボンド原則」に定義されているプロジェクトのうち、子どもを対象とする「必要不可欠なサービスへのアクセス」として社会的便益があると評価している。

6. 多様なニーズに対応した教育の推進・質の高い学校教育の推進

埼玉県は、本フレームワークにおいて特別支援学校を含めた県立学校の整備を資金使途の対象としている。

埼玉県では、児童生徒数の減少、教育ニーズの多様化を受け、学校を取り巻く環境は大きく変化していると考えており、県内で教育を受ける児童生徒が質の高い教育を受けるために魅力のある教育環境を整えることが重要として、ICT 環境の整備を含めた様々な施策を講じている。本適格クライテリアの対象となる事業には、学校におけるエレベーターの設置等、障害のある児童生徒へ一定程度対応することができるバリアフリー化を対象とするものが含まれている。

同じく本適格クライテリアの対象となっている特別支援学校は、心身に障害のある児童生徒が通う学校で、幼稚部・小学部・中学部・高等部がある。基本的に幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じた教育を行っていることに加えて障害のある児童生徒の自立を促すために必要な教育を受けられることが特徴となっている。

本項で対象とするプロジェクトは、埼玉県 5 か年計画における「5 未来を創る子供たちの育成」の中の「21：多様なニーズに対応した教育の推進」および「22：質の高い学校教育の推進」に対応している。

本資金使途の対象は「ソーシャルボンド原則」に定義されているプロジェクトのうち、障害者を含む児童生徒を対象とする「必要不可欠なサービスへのアクセス」として社会的便益があると評価している。

7. 障害者の自立・生活支援

埼玉県は、本フレームワークにおいて障害者の支援を行う施設の整備を資金使途の対象としている。

埼玉県では、県内で進む高齢化に伴い、県内に住む障害者の親が高齢化しても住み続けることができるよう県内の体制を整えることを目指している。具体的には、住まいおよび日中の活動の場所の確保・充実を図るとともに、障害者の差別解消に向けた啓発を進めることを前提に諸施策を講じている。本適格クライテリアでは、県立社会福祉施設等障害者の生活のサポートを行う施設の整備を対象としている。

障害者を対象としたプロジェクトについて、日本政府が策定した「SDGs実施指針」では、優先課題の一つに「あらゆる人々が活躍する社会の実現」を挙げており、SDGs アクションプランの中では、当該課題の解決に向けた具体的な取組の一つとして、バリアフリー・ダイバーシティにかかる取組を推進することとしている。

本項で対象とするプロジェクトは、埼玉県 5 か年計画における「7 誰もが活躍し共に生きる社会の実現」の中の「30：障害者の自立・生活支援」に対応している。

本資金使途の対象は、「ソーシャルボンド原則」に定義されているプロジェクトのうち、障害者を対象とする「必要不可欠なサービスへのアクセス」として社会的便益があると評価している。

b. 環境・社会的リスクについて

埼玉県では、資金使途の対象としているプロジェクトネガティブな影響を認識しており、事業を行うに際しての環境・社会面に与える影響を検証している。検証の結果、環境・社会面に与えるネガティブな影響が少ないと判断されるものが資金使途の対象となるプロジェクトとして選定される。

以上より、JCR は資金使途の対象となるプロジェクトの環境および社会に対する負の影響について、適切に配慮されていることを確認した。

想定されるリスク	リスク緩和対応
治水・治山対策の推進	
①大規模な土地造成に伴う土壌の保全、水路の保全、絶滅危惧種等生態系、エコシステムの保全	環境影響評価制度の対象となる大規模な事業については、住民や関係自治体などの意見を聞きながら、事業が環境に及ぼす影響について調査、予測および評価を行い、事業が環境に及ぼす影響を回避、低減している。
みどりの保全と創出・林業の生産性向上と県産木材の利用拡大	
① 土壌保全についての配慮 ② 絶滅危惧種等生態系、エコシステムの保全	①工事に使用する重機・機械は環境に配慮した種類を選択するようにしている。 ②絶滅危惧種、猛禽類等の情報があれば生息域調査を行い、生息域の工事を取りやめるか、繁殖期間外に工事を実施している。
地球環境に優しい社会づくり	
① 工事に伴う騒音、振動 ② 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響 ③ アスベスト等の有害廃棄物の飛散	①指定地域内において特定施設の設置や変更をするとき又は特定建設作業を伴う建設工事を施工するときは、法で規定する日までに市町村長に届出をする。 ②使用冷媒等の廃棄処理は、フロン排出抑制法等の適用法令に基づき、適正に処理している。 ③大気汚染防止法、労働安全衛生法、廃棄物処理法、労働安全衛生規則、石綿障害予防規則等の適用法令に基づき、適正に処理している。
ソーシャルプロジェクト	
工事に伴う騒音・振動、物件・設備の環境影響（土壌汚染、有害物質等）、生態系への悪影響	プロジェクト実施前に事前調査を行い想定し得るリスクに関して確認を行う。また、法令に基づく工事を行うことにより適切にプロジェクトが実行されるよう手当てする。

c. SDGs との整合性について

資金使途の対象となるプロジェクトは、ICMA の SDGs マッピング等を参照し、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。

【グリーンプロジェクト】



目標 6. 安全な水とトイレを世界中に

ターゲット 6.6 2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。



目標 7: エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



目標 9: 産業と技術革新の基礎をつくろう

ターゲット 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 11: 住み続けられる街づくりを

ターゲット 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

ターゲット 11.5 2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。



目標 12: つくる責任、つかう責任

ターゲット 12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。



目標 13: 気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）および適応の能力を強化する。



目標 15. 陸の豊かさを守ろう

ターゲット 15.2 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。



目標 17. パートナーシップで目標を達成しよう

ターゲット 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

【ソーシャルプロジェクト】



3 すべての人に
健康と福祉を

目標 3 : すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.6 2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。



4 質の高い教育を
みんなに

目標 4. 質の高い教育をみんなに

ターゲット 4.a 子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。



5 ジェンダー平等を
実現しよう

目標 5. ジェンダー平等を実現しよう

ターゲット 5.4 公共のサービス、インフラ、および社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。



9 産業と技術革新の
基盤をつくろう

目標 9 : 産業と技術革新の基盤をつくろう

ターゲット 9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。



10 人や国の不平等を
なくそう

目標 10. 人や国の不平等をなくそう

ターゲット 10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。



11 住み続けられる
まちづくりを

目標 11 : 住み続けられる街づくりを

ターゲット 11.2 2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。

ターゲット 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

ターゲット 11.7 2030 年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。



16 平和と公正を
すべての人に

目標 16. 平和と公正をすべての人に

ターゲット 16.2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。

評価フェーズ 2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充量が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1(F)』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性

(1) 評価の視点

本項では、サステナビリティファイナンスを通じて実現しようとする目標、プロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

a. 目標

埼玉県は、2022年度からの県政運営の基礎となる総合計画である「埼玉県5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～」を策定している。本計画では、2040年を見据えて埼玉県が目指す将来像として、「安心・安全の追究～Resilience～」 「誰もが輝く社会～Empowerment」 「持続可能な社会～Sustainability～」を掲げ、誰一人取り残さない「日本一暮らしやすい埼玉」を目指し、全施策にSDGsの基本理念やゴールをリンクさせる「埼玉版SDGsの推進」を基本姿勢として、各施策に取り組むものとしている。



埼玉県 ESG 債により調達した資金は、埼玉県5か年計画に定められた諸施策に関連する事業を対象としており、推進することで埼玉版SDGsの推進に寄与すると考えられる。以上より、サステナビリティファイナンス実行の目的は、埼玉県の掲げる目標と整合的である。

b. 選定基準

本フレームワークにおける資金使途の選定基準は、評価フェーズ1に記載の通りであり、JCRはこの選定基準について、高い環境改善効果および/または社会的便益が期待できると評価している。

c. プロセス

<選定プロセスにかかる本フレームワーク>

(2) プロジェクトの選定基準とプロセス

埼玉県 ESG 債で調達した資金を充当するプロジェクトは、地方自治法及び関係諸法令に基づき、必要な議会での審議を経て議決され、予算として計上されます。

プロジェクトは、企画財政部財政課と事業所管課との調整の上、表 1 「対象プロジェクトの想定される便益一覧」に適合する事業から選定します。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

資金使途の対象となるプロジェクトは、各事業所管課によって選定された事業のうち、議会等の審議を経て各年度における予算に計上されたものから選定される。グリーン性もしくはソーシャル性は企画財政部財政課と事業所管課により判断されていること、また対象となるプロジェクトは法定のプロセスを経て決定することより、選定プロセスは適切に定められていると JCR では評価している。

埼玉県のサステナビリティファイナンスの実行における目標、選定基準およびプロセスは、埼玉県のウェブサイト上で開示されることが予定されている。JCR は、投資家等に対する透明性は確保されていると評価している。

2. 資金管理の妥当性および透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定される。本項では、サステナビリティファイナンスにより調達された資金が確実にグリーンプロジェクトおよびソーシャルプロジェクトのそれぞれに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、サステナビリティファイナンスにより調達した資金が、早期に各適格プロジェクトに充当される予定となっているか、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<資金管理にかかる本フレームワーク>

(3) 調達資金の管理

① 調達資金と資産の紐づけ方法と追跡管理の方法

地方自治法に基づき、地方公共団体における各会計年度における歳出はその年度の歳入（地方債によって調達された資金もこれに含む）をもってこれに充てられます。従って、埼玉県 ESG 債により調達した資金は、当該年度のプロジェクトに充当します。

予算として計上された歳出の状況については、予算の管理を実施する事業所管課で管理します。

なお、個別の充当状況に関しては、各所管課と連携して企画財政部財政課で充当状況の把握を行い、発行超過等が起らないよう管理します。

会計年度の終了時には、プロジェクトを含む埼玉県の全ての歳入と歳出について執行結果と決算関係書類が作成され、県の監査委員による監査を受けます。その後、監査委員の意見とともに決算関係書類は県議会に提出され、承認されます。

② 調達資金の追跡方法に係る内部統制

埼玉県 ESG 債の充当資金については、本県の会計制度に基づき歳入予算の経理区分（款、項、目、節）で分類します。また、充当するプロジェクトと支出額を明確にしながら管理を実施します。

③ 未充当資金の管理方法

未充当資金が発生した場合には充当されるまでの間、県の規定に基づき安全性の高い金融資産で運用します。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

埼玉県では、サステナビリティファイナンスによる調達資金を発行した年度内に適格クライテリアを満たすプロジェクトへ充当することとしている。資金管理は企画財政部財政課で行うこととなっている。サステナビリティファイナンスを含めた埼玉県の資金管理全体は、会計管理者により、取り纏められること、決算書については、埼玉県監査委員による審査が行われることから、適切な統制が働くと考えられる。

サステナビリティファイナンスによって調達した資金が対象となる事業に充当されるまでに発生する未充当資金は、現金または流動性の高い定期預金等で管理されることになっている。サ

ステナビリティファイナンスに係る契約書類は永年保存されることとなっているため、書類の管理も適切である。

以上より、埼玉県の資金管理は適切であると JCR では評価している。

3. レポーティング

(1) 評価の視点

本項では、サステナビリティファイナンス調達前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<レポーティングにかかる本フレームワーク(抜粋)>

(4) レポーティング

①資金の充当状況に関する開示の方法

充当するプロジェクト名および充当金額を本県のウェブサイト上で、起債翌年度に開示します。なお、調達資金の充当計画に大きな状況の変化が生じた場合には、速やかに開示します。

②レポーティングに関する開示の方法

プロジェクトの実施による環境・社会的課題の解決に関する環境改善効果や社会的成果を記載するレポーティングについては、本県のウェブサイト上で起債翌年度に開示します。なお、プロジェクトに関し、当初想定から大きな状況の変化が生じた場合には、速やかに開示します。

③レポーティングの内容

環境・社会的課題の解決に関する環境改善効果や社会的成果の内容として表2のレポーティングを予定しています。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

a. 資金の充当状況にかかるレポーティング

埼玉県は、サステナビリティファイナンスの資金充当状況を埼玉県のウェブサイト上の県債に係るページで開示する予定となっている。開示内容には、充当計画に変更の生じた旨のリリース等も含まれている。

以上より、JCR は、資金充当にかかるレポーティングは適切であると判断している。

b. 環境改善効果および社会的便益にかかるレポーティング

埼玉県では、グリーンプロジェクトおよびソーシャルプロジェクトにかかるレポーティングとして、以下の項目を開示することを予定している。

いずれの指標も、環境改善効果および社会的便益を示すのに適切であると JCR は評価した。

【グリーンプロジェクト】

5か年計画における施策	主な取組	レポート項目
治水・治山対策の推進	河川改修や調節池の整備・質的改良	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備が完了した河川の延長 砂防関係施設整備により保全される避難所等の数 床下浸水被害の解消が想定される家屋数 山地災害危険地区着手率
	砂防関係施設の整備	
	治山施設・保安林の整備	
	河川の流下能力等を確保するための土砂撤去や樹木伐採の推進	
	河川の水位や降雨量などの防災情報を収集して県民に提供する体制の強化	
	ダム・排水機場、護岸、砂防施設などの計画的な補修や更新	
みどりの保全と創出	市町村や関係団体などと連携した身近な緑地の整備・保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> 公有地化面積 森林整備面積
	間伐や枝打ちなどの適正な森林整備	
地球環境に優しい社会づくり	県有施設の省エネルギー化など温室効果ガス排出削減対策の率先的な実施	<ul style="list-style-type: none"> 整備事業内容、整備箇所数 エネルギー削減量
林業の生産性向上と県産木材の利用拡大	森林管理道や作業道の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> 整備箇所数

【ソーシャルプロジェクト】

5か年計画における施策	主な取組	レポート項目
危機管理・防災体制の再構築	大規模災害やテロなどの危機に備えた各種訓練の実施と基盤の再構築	<ul style="list-style-type: none"> 【アウトプット】 整備内容 【アウトカム】 整備箇所数 【インパクト】 危機管理・防災体制の再構築
	災害関連情報の可視化・共有化と迅速な発信・提供	
	災害時の拠点となる病院の整備など災害医療体制の強化	
大地震に備えたまちづくり	防災拠点となる公共施設の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> 【アウトプット】 整備内容 【アウトカム】 整備箇所数 平成8年より古い基準で建設された橋りょうの耐震補強率 良好な都市基盤が整備された面積 電線類の地中化の整備延長 【インパクト】 大地震に備えたまちづくり
	橋りょうや排水機場の耐震化の実施	
	安全な市街地を形成する土地区画整理事業や市街地再開発事業の実施と促進	
	無電柱化の推進	
治水・治山対策の推進	ダム・排水機場、護岸、砂防施設などの計画的な補修や更新	<ul style="list-style-type: none"> 【アウトプット】 整備内容 【アウトカム】 整備箇所数 【インパクト】 治水・治山対策の推進

5か年計画における施策	主な取組	レポート項目
交通安全対策の推進	交差点改良の推進	【アウトプット】 ・整備内容 【アウトカム】 ・交通事故死者数 ・幅の広い歩道の整備延長 【インパクト】 ・交通安全対策の推進
	信号機や道路標識・道路標示など交通安全施設の整備	
	高齢者や障害者などが利用しやすい交通安全施設の整備	
	自転車通行空間の整備	
	幅の広い歩道の整備	
地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり	地域の実情を踏まえた特別養護老人ホームなどの整備	【アウトプット】 ・整備内容 【アウトカム】 ・整備箇所数 【インパクト】 ・地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり
子育て支援の充実	延長保育や一時預かり、病児保育、送迎保育などの多様な保育サービスの提供支援	【アウトプット】 ・整備内容 【アウトカム】 ・整備箇所数 【インパクト】 ・子育て支援の充実
	放課後児童クラブ及び放課後子供教室の充実	
児童虐待防止・社会的養育の充実	児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応の促進	【アウトプット】 ・整備内容 【アウトカム】 ・整備箇所数 【インパクト】 ・児童虐待防止・社会的養育の充実
	児童相談所の整備・機能強化と児童相談所や市町村などの相談体制の充実	
多様なニーズに対応した教育の推進	共生社会を目指した「多様な学びの場」の充実	【アウトプット】 ・整備内容 【アウトカム】 ・整備対象となる学校の児童数 【インパクト】 ・多様なニーズに対応した教育の推進
質の高い学校教育の推進	安全で快適な学習環境の整備・充実	【アウトプット】 ・整備内容 【アウトカム】 ・整備箇所数 【インパクト】 ・質の高い学校教育の推進
	魅力ある県立高校づくりの推進	
障害者の自立・生活支援	障害者の住まいの場と日中活動の場の確保・充実、在宅生活への支援	【アウトプット】 ・整備内容 【アウトカム】 ・障害者入所施設から地域生活へ移行する人数 【インパクト】 ・障害者の自立・生活支援
住み続けられるまちづくり	幅の広い歩道の整備や歩行空間のバリアフリー化	【アウトプット】 ・整備内容 【アウトカム】 ・良好な都市基盤が整備された面積 【インパクト】 ・住み続けられるまちづくり
	安全な市街地を形成する土地区画整理事業や市街地再開発事業の実施と促進	

4. 組織のサステナビリティに対する取り組み

(1) 評価の視点

本項では、発行体がサステナビリティに係る課題について、経営の優先度の高い重要課題と位置付けているか、環境・社会等を含むサステナビリティに係る分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、サステナビリティファイナンス調達方針・プロセス、プロジェクトの選定基準などが明確に位置付けられているか、等々を評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

埼玉県は、県政運営の基本となる総合計画を「埼玉県 5 か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～」(計画対象期間：2022 年度～2026 年度)で定めている。基本姿勢の1つとして「埼玉版 SDGs の推進」を掲げており、埼玉県が環境面・社会面で解決していきたい問題を含むすべての施策を SDGs と関連付けている。また、計画の副題である「日本一暮らしやすい埼玉」とは、「あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる社会」であり、「誰一人取り残さない」という SDGs の基本理念に通じるものとなっている。

埼玉県は、5 か年計画策定にあたり、社会経済情勢とともに埼玉県が直面している課題を洗い出しており、これらの課題を解決しながら、目指す将来像の実現に向けた取り組みの方向性を 5 か年計画の中で示している。将来像は、以下の3項目から構成されている。

1. 安心・安全の追究～ Resilience～

激甚化する災害、テロ、新興感染症等、あらゆる危険や想定外の事態を柔軟に受け止め、それを反発する力に変え、成長・発展につなげる。

危機や災害毎へのきめ細かい対応、行政の対応力の強化を通じて、これらの事態による被害を最小限に抑えられる社会などを目指す。

2. 誰もが輝く社会～Empowerment～

子どもや女性、高齢者、障害者など誰もが意欲と能力に応じて活躍していくことを支援するとともに、各地域の魅力を湧き出させることで県内外から人をひきつけ埼玉県の活性化につなげる。

子育てニーズへの対応や子どもたちの能力を引き出すことのできる教育環境の整備を行うとともに、人生 100 年時代、ポストコロナやグローバル化に対応し、全ての県民が生き生きと活躍できる社会などを目指す。

3. 持続可能な成長～Sustainability～

暮らしやすく住み続けられるまちづくりを進めるとともに持続的な経済成長や雇用創出を図る。

再生可能エネルギーの普及拡大等により脱炭素社会へ近づくことおよび公共交通を充実させることによりコンパクト・スマート・レジリエントな持続可能なまちづくりを進めるとともに、デジタル技術等の活用により持続的な経済成長や雇用が実現する社会などを目指す。

5 か年計画では、上記の3つの将来像を実現するための方向性及び具体的な取組内容を 12 の針路と各針路に紐づく 54 の分野別施策という形で開示している。本フレームワークのグリーンプロジェクトが参照している、埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)、埼玉県環境基本計画等とも整合性をとり一体的に運用されている。

埼玉県では、2020年4月に設置された埼玉県 SDGs 庁内推進本部が中心となってサステナビリティに係る取り組みを推進している。同本部は知事を本部長、副知事を副本部長、全部局長を本部員として構

成されており、「SDGs の理念の普及、理解の促進」「SDGs の達成に向けた取組の推進」を目的に施策の展開等を行っている。施策の実行は、5 か年計画を所管する企画財政部計画調整課内の「総括・SDGs 推進担当」により行われる。埼玉県では、これらの部署により今後 5 か年計画内の各施策に紐づく目標の進捗確認を行うことで、SDGs の達成を確認していくこととしている。

埼玉県では、2021 年 5 月に SDGs 未来都市⁸に選定されている。2021 年に策定された SDGs 未来都市計画では、2022 年度から運用される 5 か年計画の基本姿勢である「埼玉版 SDGs の推進」を示すとともに、5 か年計画の施策の一部と関連している、みどりの保全と創出と活用、恵み豊かな川との共生、生物多様性の保全、地球環境にやさしい社会づくりを自治体 SDGs の推進に資する取り組みとして掲げている。

以上より、JCR では、埼玉県がサステナビリティを経営の優先課題ととらえ、業務を通じた各種取り組みを通じて環境問題および社会問題の課題解決に取り組んでいるものと評価している。

⁸ 地域資源を最大限活用し、低炭素社会と持続可能な社会実現に向けて、高い目標を掲げて取り組む地域・都市である「環境モデル都市」、環境モデル都市に加え「環境」「社会」「経済」の三つの価値創造と実現を目指し、取り組む地域・都市であるとして選定される「環境未来都市」に加え、地方創生につながる「自治体 SDGs」として、地域のステークホルダーと連携し、SDGs 達成に向けて戦略的に取り組んでいる地域・都市として選定される。

■評価結果

本フレームワークについて、JCRサステナビリティファイナンス評価手法に基づき「グリーン性・ソーシャル性評価（資金使途）」を“gs1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCRサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」を“SU 1(F)”とした。また、本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「ソーシャルボンド原則」、「サステナビリティボンド・ガイドライン」、「グリーンボンドガイドライン」および「ソーシャルボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性・ ソーシャル性 評価	gs1(F)	SU 1(F)	SU 2(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)
	gs2(F)	SU 2(F)	SU 2(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)
	gs3(F)	SU 3(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)	評価対象外
	gs4(F)	SU 4(F)	SU 4(F)	SU 5(F)	評価対象外	評価対象外
	gs5(F)	SU 5(F)	SU 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・梶原 康佑

本評価に関する重要な説明

1. JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、評価対象であるサステナビリティファイナンスの実行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトおよびソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに当該サステナビリティファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該サステナビリティファイナンスで調達される資金の充当ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、サステナビリティファイナンスの調達計画時点または実行時点における資金の充当等の計画または状況の評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、サステナビリティファイナンスが環境、社会的課題に及ぼす効果を証明するものではなく、環境、社会的課題に及ぼす効果について責任を負うものではありません。サステナビリティファイナンスの実行により調達される資金が環境、社会的課題に及ぼす効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR サステナビリティファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じさせる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではありません。また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、評価の対象であるサステナビリティファイナンス・フレームワークの下起債される個別債券にかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャル・ペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価：サステナビリティファイナンスにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトまたはソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに当該サステナビリティファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、SU 1 (F)、SU 2 (F)、SU 3 (F)、SU 4 (F)、SU 5 (F) の評価記号を用いて表示されます。

■サステナブルファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアチブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル